

日程第十三 議案第十九号
日程第十四 議案第二十号

福生市敬老金条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第二十一号
日程第十六 議案第二十二号
日程第十七 議案第二十三号
日程第十八 議案第二十四号
日程第十九 議案第二十五号
日程第二十 議案第二十六号
日程第二十一 議案第二十七号
日程第二十二 議案第三十七号
日程第二十三 議案第三十八号

福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市都市公園条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市高齢者看護料資金貸付条例 (審査報告)
平成三年度福生市一般会計補正予算(第六号) (審査報告)
平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号) (審査報告)

日程第二十四 議案第三十九号
日程第二十五 議案第四十号
日程第二十六 議案第四十一号
日程第二十七 議案第四十二号
日程第二十八 議案第四十三号
日程第二十九 議案第四十四号
日程第三十 議案第四十五号
日程第三十一 陳情第三—十四号
日程第三十二 議案第四十七号

平成三年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号) (審査報告)
平成四年度福生市一般会計予算 (審査報告)
平成四年度福生市国民健康保険特別会計予算 (審査報告)
平成四年度福生市老人保健医療特別会計予算 (審査報告)
平成四年度福生市下水道事業会計予算 (審査報告)
市道路線の認定について (審査報告)
東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情書 (審査報告)
福生市議会委員会条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三十三 議案第四十八号
日程第三十四 閉会中の継続審査申し出について
日程第三十五 特定事件の継続調査について

首都高速道路延長に関する意見書

日程第十五	議案第二十一号	福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第十六	議案第二十二号	福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第十七	議案第二十三号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第十八	議案第二十四号	福生市都市公園条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第十九	議案第二十五号	福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第二十	議案第二十六号	福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第二十一	議案第二十七号	福生市高齢者福祉特別会計補正予算(第六号)	(審査報告)
日程第二十二	議案第二十七号	平成三年度福生市一般会計補正予算(第六号)	(審査報告)
日程第二十三	議案第二十八号	平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	(審査報告)

日程第二十四	議案第二十九号	平成三年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号)	(審査報告)
日程第二十五	議案第四十号	平成四年年度福生市一般会計予算	(審査報告)
日程第二十六	議案第四十一号	平成四年年度福生市国民健康保険特別会計予算	(審査報告)
日程第二十七	議案第四十二号	平成四年年度福生市老人福祉施設特別会計予算	(審査報告)
日程第二十八	議案第四十三号	平成四年年度福生市下水道事業会計予算	(審査報告)
日程第二十九	議案第四十四号	平成四年年度福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三十	議案第四十五号	平成四年年度福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三十一	議案第四十六号	平成四年年度福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三十二	議案第四十七号	平成四年年度福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三十三	議案第四十八号	平成四年年度福生市都市公園条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三十四	議案第四十九号	平成四年年度福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三十五	議案第五十号	平成四年年度福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例	(審査報告)

午前十時 開議

○議長(赤星人君) ただいまから平成四年第一回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長(赤星人君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいただきます。

(古谷議会議務局長報告)

一、議案の受理について(別添参照)

二、意見書の受理について(別添参照)

○議長(赤星人君) 以上で報告は終わりました。

○議長(赤星人君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 齋藤 巽君登壇)

○議会運営委員長(齋藤 巽君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る三月十五日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

第四日目の案件といたしましたのは、新たに提出されました議会側の議案二件を日程に組ませていただきましたほか、本定例会第三日目に各委員会に付託され結論付けられました案件と、閉会中の継続審査となり委員会で結論付けられました案件の審査報告等であります。

次に、日程の順序でございますが、まず、審査報告を今定例会で付託された順に組ませていただきました。次いで閉会中に結論付けられました案件を組み、その後新たに提出されました議案等を前例になら

いまして編成をいたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第三十二及び日程第三十三の二議案につきましては慎重審議の上、即決を願うことといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側から申し入れがあり、また、議会側の案件もございます。

で、本会議終了後に開催することにいたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（赤星行人君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（赤星行人君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名を賜り、議案第七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、一時間を分けて朝三十分、夕方三十分に使えらるかとの質疑に対して、理事者より、朝、または帰りに一時間、または朝三十分、夕方三十分という形となり、特別休暇という形になり給与は支給されるとの答弁がありました。

また委員より、既に都下二十七日市中十八市が実施しているとのことだが、何年ごろから初めているか、また、この条例のもととなる法律は何か。福生市職員でこの対象となる人数を伺いたいとの質疑に対して、理事者より、実施している都下十八市の中で、早いところで三年ぐらい前から実施している。労働条件等は労働基準法その他の法があるが、その中では細かくはうたっておらず、それぞれ地方公共団体の中で新

設ないし改正をするということである。福生市女子職員は現在百七名おり、二十名程度が該当すると思うとの答弁がありました。

委員より、妊娠中とは何か月ぐらいをめどとするかとの質疑に対して、母子手帳を交付された段階であり、多くの市がそのような取り扱いをしているとの答弁がありました。

その後お諮りしたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員長の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 日程第二 議案第八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査報告を行います。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、今回の改正案では一万三千円から一万五千円に引き上げるというが、視察において一万五千円で泊まれる場所がなかった場合、超過分はだれが負担するのか、そこで条例中に市長が特別に認めた場合、実費弁償をすることができるという一項目を付け加えることができるかどうかとの質疑に対して、理事者より、難しい問題である、今回、二十七日市の制度の実態の中から改正をしたわけで、裁量の幅を持つことができるかについては、二十七日市ともある線を超えての制度にはなっていないと理解しており、実態とかけ離れるという指摘もあるので、今後研究してみたいと考えるとの答弁があり、この答弁に対し委員より、議会の調査活動の面において不備があり過ぎると指摘しておきたい。ぜひ今後この件に関して研究をしていただきたいとの発言がありました。

委員より、宿泊先の指定がある場合で、一万五千円を超えた場合のオーバー分を支払った例はあるかとの質疑があり、理事者より、あくまで先方が主催した事業であって、それだけ負担しないと宿泊できないという場合は負担をしている。これは最小の経費での旅行や出張をもとに条例化されており、その辺で若干ずれが生じてくるかも知れないが、実態に即した形にいずれ直していきたいと思うとの答弁がありました。

また委員より、報酬審議会委員は福生市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民の中から必要の都度市長が任命するとなっているが、その人数を伺いたい。報酬の引き上げについての公聴会の開催についてどのように考えているか。市内の市民の平均的賃金を伺いたいとの質疑に対し、理事者より、今回は公共的団体の委員は商工会等の婦人層、あるいは青年層、町会長協議会会長等も入り三名程度、それ以外には行政経験のある商工業者、議員、農業者という各階層の方を入れて十名で構成している。公聴会の開

催については、本条例自体が各団体等の方々の意見を広く反映しているもので、それをもって市民の声を反映したということで従来取り扱っており、公聴会の開催は考えていない。市民の賃金との関係については把握していないとの答弁がありました。

答弁に対し委員よりさらに、審議会と公聴会とは違うと思う。公聴会イコール審議会としてもよいという規定はあるのか。議員、市長等の資産の公開についてどのように考えるかとの質疑があり、理事者より、公聴会と審議会とは別なものである。報酬等は団体の規模その他によって基準がなく、全国の市町村でも第三者機関である審議会を設けて、各界各層の意見を聞きながら討議を願い、答申をいただく方法をとっている。したがって、審議会の上になおかつ公聴会を開くという形は余りとられていないと思う。審議会には議員、あるいは非常勤特別職の活動に対する対価ということでは報酬を決めるものであり、資産を公開する必要はないと思うとの答弁がありました。この答弁に対し委員より、議員と市民の生活レベルの比較から、市民の所得を知っておきたいと思ったがそれもできないし、公聴会をぜひともすべきだと思うので、本条例には賛成できないとの意見がありました。

審査中に反対の意見があり、起立により採決しましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君）

議案第八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党議員団を代表いたしましたして反対討論を行います。

本条例改正は、議長報酬において三万二千元、副議長三万一千円、議員三万円のアップをしようとするものです。この報酬の改定は前回、平成二年十月に行われていたもので、一年六ヵ月でまた改定を行おうとするものです。私も議員団は、議員報酬の改定にあたっては市民の合意を得るために委員会条例にも規定されています公聴会を行うべきとこれまでも主張し、提案をしてまいりましたが、今回も公聴会を実施されませんでした。

報酬等審議会での答申が出されたからそれでよしとしています。この審議会委員は市長が委嘱をするわけでありまして、議会としては市民の方々の意見を広くくみ取る必要があります。私は議員報酬改定にあたり、市民の合意を得るために公聴会を開催すべきであると考えていますので、公聴会を開催しないまま報酬改定を行おうとするこの議案に反対するものです。

以上、簡単ですが私の反対討論といたします。

○議長（赤星行人君）

次に賛成者、四番吉沢嘉翁君。

○四番（吉沢嘉翁君）

議案第八号の福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の意見を申し述べさせていただきます。

ただいまの反対意見の中に公聴会を開かなかったと、そのような御意見がございましたが、報酬審議会の構成委員の方々は市内を代表する各種団体の代表によって構成されておりまして、市民の声を十分に取り入れたものとまず考えます。

それから、今回の報酬アップ案につきましては二十七市の中で中位の下にまだ位置するものでありまして、我々が議員活動及びその他、市のために活動するための費用といたしまして決して高額のものではないと、そのように認識しております。

以上の理由によりまして、この改正案に賛成するものであります。（拍手）

○議長（赤星行人君）

次に反対者、十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 議案第八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

既に議員の皆さんも御承知のとおり、議員の報酬の改定については随分前から第三者機関にそれを諮問するという方式が取られています。このことは皆さんもよく御承知のとおり、かつてあったお手盛りという言葉に対してお手盛りでは困るのだ、だれかにお願いをしてその諮問の結果で改定をしよう、という考え方からきているわけです。

それでは、今回の答申書というのをちょっと見せていただきました。その中では幾つかの今回の改定の条件が書かれています。一つは、例えば議員活動は大変であるということが書かれています。日常生活においても、行政需用の複雑多岐にわたる市民要望の調査、研究等、その範囲も広範囲にわたっているというふうに書かれています。確かにそのとおりです。しかしながら、今、我が市議会の中でこうした条件が十分であるかということを考えてみますと、例えば私たちは議員の控室というものをそれぞれ持っています。それから、例えば予算委員会の中でも指摘をされましたとおり議員の図書館、図書設備についての不備も指摘をされています。こうした中で、こうした活動が果たして諮問委員会の言っているとおりに私たちにとって十分であるかどうかということについては疑問があります。

もう一つは、この諮問委員会の中では、当市は基地を抱えている特殊性があるということが述べられています。そのことがどのような形で報酬に反映するかということは実は残念ながら書かれていないのです。私はいろいろなことを考えました。なおかつ、この答申の中の決定的な理由は、これは二十六市、特に人口十万未満の市などの報酬を考えて決めたということになっています。そうしますと、前項にあった二つの改定の理由と、この三番目の具体的な金額の算定する理由というところは大変に矛盾することになります。こうした答申というのが私たちにとってふさわしいかどうかまず考えなければいけないと思っています。

そのほかにも幾つかの問題があります。九十年の改定の際にも指摘をいたしましたけれども、例えば私たちの仕事の身や仕事の量についての算定がないではないか、それからあるいは、たくさん議員の皆さんが兼業なさっているわけですから、こうしたことについての考え方もありません。また、今、共産党の方がおっしゃったように、私たち議員のそれぞれが持っている資産の公開の問題や、あるいは公聴会の問題についてもここでは取り上げられていません。こうしたことから言いますと、今度の改定というのは、十分な条件もなければ必要な条件も満たしていないと考えざるを得ないと思います。私はこういった理由の中からこうした無理な改定はすべきではないというふうに考えています。

以上をもちまして反対の討論といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって議案第八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第三 議案第九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改正の額と率がそれぞれ違っているが、改正に際してのモデル的なものがあるか。改正の時期については二年に一回見直すと考えているのかとの質疑に対して、理事者より、医師の場合は学校医にについては他市との均衡を参考として額を改定している。非常勤特別職については、議員職や市長職の改定が行われたときに見直しているとの答弁がありました。

また委員より、別表で月額と日額とに分かれているが根拠は何か。月額で規定している選管等の開催回数についての質疑があり、理事者より、特に定義付けをしての月額、日額ということはない。従来から各委員を定めるときに、月に一回以上の場合で、回数がその月によりまちまちである場合は月額としているが、これもある面では不都合があるので、整理をして額を定めていきたいと思う。選挙管理委員会が月一回、その他体育会が月一回、また、選挙時には必要に応じて開催している。体育指導委員は定例会が月一回、その他体育行事や研修会、またはスポーツ教室も月に数回開いている。社会教育委員は月例会は月一回だが、月例会議も開けない事態もある。その他研修会や視察等も行っている。農業委員会は月一回、その他に委員長は西多摩や東京都の農業委員会があるとの答弁があり、また、委員より報酬は月額及び日額は欠席しても出ることの質疑に対して、理事者より、月額については毎月支払うが、日額については出席しなければ支払わないとの答弁があり、その後お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第四 議案第十号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(總務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第十号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

まず、理事者より説明を受けた後に質疑に入りましたが、特に質疑もなく、お諮りしましたところ、全員異義なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い

○議長（赤星人行君）　以上で報告は終わりました。
これより委員長長の報告に対す。質疑を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星人人君）　御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 日程第五 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(總務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長（須釜亮次君）　御指名を賜り、議案第十一号　福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査報告を行います。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市長が任期を終了する間際に退職金が九十万円も増となるこのような報酬改定は当市では例があるか、。報酬審議会の答申でも審議会の毎年開催が言われていたが、審議会のもち方をどのように考えているかとの質疑に対して、理事者より、市長等のこの時期での改正は昭和五十五年四月に同様の例がある。他市についても諮問をし、答申がなされると議会に提案をする形が通常であると理解している。適

正な額に改めていただくということを考えているし、一般職の給与が毎年改正されている実績もあるので、その年度、年度で報酬審議会については諮問したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、公聴会が開かれていないということがあつたし、市長の任期りきしりと条例の改正案については反対との意見が行われました。

審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決しましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党議員団を代表いたしましたして、反対討論を行います。

本条例改正につきましても、先ほどの議案第八号の反対討論の中で申し述べましたように、市民の皆さんの合意を十分に得るための公聴会等を開催しないままに市長等の給与のアップをすることに反対をするものです。特に市長の給与アップは、このことにより二ヵ月先の退職金が九十万円も多くなります。このような条例改正こそ報酬等審議会だけの審議でなく、市民の皆さんの公聴会を開催すべきであると申し述べまして、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○議長（赤星行人君） 次に、賛成者四番吉沢嘉翁君。

（四番 吉沢嘉翁君登壇）

○四番（吉沢嘉翁君） それでは、議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての賛成意見を申し述べさせていただきます。

議案第八号でも申し述べましたように、公聴会に変わる報酬審議会が各層から選ばれた委員で構成されておりまして、市民の声を十分に反映したものと、そのように認識しております。

さらに、市長の給与につきまして、鋭意このまちをよくするために一生懸命に働いていただいております市長に対する給与、これはとりもなおさず我々の気持ちの問題だと思っておりますが、まだまだ低いものと、そのようにも考えております。また、職員の給与が毎年改定されますので、市長の給与もそのように上げるのも当然のことと思っております。

また、当市におきましては、いろいろな他市に比べて多くの問題を抱えております。それにつきまして一生懸命にやっていたいております市長さんの給与でございます。私どもとしましては、まだまだ少ないのではないかと、そのような感じもしておるわけでございまして、本案につきましては、ぜひ皆さまの御賛同を得まして可決させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の賛成の意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（赤星行人君） 以上で討論を終わります。

これより議案第十一号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって議案第十一号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第六 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 御指名をいただきまして、議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告を行わせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、本案については、公職にある人の給与を改正する場合は公聴会を開き、広く賛否を聞く形で進めるべきであると思うので、本条例については反対するとの意見の表明がありました。

委員にお諮りしましたところ、なしとの発言があり、審査中に反対との意見があり、起立により採決しましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(赤星行人君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党議員団を代表いたしましたして、反対討論を行います。本条例改正につきましても、議案第八号、議案第十一号の反対討論で申し述べましたように、市民の合

意を得るための公聴会を開催しないうままに給与を三万六千円アップすることに反対するものです。今後、これらの条例改正にあたりましては公聴会を開催し、市民の皆さんの合意を得るべきと意見を申し述べまして、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○議長(赤星行人君) 次に賛成者、四番吉沢嘉翁君。

(四番 吉沢嘉翁君登壇)

○四番(吉沢嘉翁君) それでは、議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましての賛成の討論をさせていただきます。

議案第八号及び十一号と同じく、福生市の各層の声を十分に取り入れての審議会の答申と、そのように受け取っております。さらに、これからの子供たちをお任せする教育長の給与でございます。これから一層がんばっていただくために、この給与ではやや少ない気もいたしますが、答申案につきましては賛成を申し述べたいと思います。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(赤星行人君) 以上で討論を終わります。

これより議案第十二号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(赤星行人君) 起立多数であります。よって議案第十二号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第七 議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 御指名をいただきまして、議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

特に質疑もなく、お諮りしましたところ、全員異義なく原案のとおり可決することに決定した次第であります。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第

議案第十四号

福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 御指名を賜り、議案第十四号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、お諮りしましたところ、全員異義なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。